

【財政状況資料集の用語解説】

○標準財政規模

地方自治体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源（使途が特定されず、どのような経費にも使用できる収入）の規模を表すもので、通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる。

○実質赤字比率

一般会計等（釧路市の場合は、一般会計に動物園事業特別会計を加えた2会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、財政運営の悪化の度合いを示す指標であるため、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要がある。

○連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標であるため、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要がある。

○実質公債費比率

地方債の元利償還が多額になり財政を圧迫する団体に対して、起債許可を抑制するために設けられた指標。従来の起債制限比率に、債務負担行為支払額や公営企業会計への繰出金などの要素を加味したものである。

3カ年平均 18%未満の団体は、地方債の発行は総務省との協議により可能となる。18%以上の団体は、総務省または都道府県の許可が必要となる。また、25%以上 35%未満の団体については単独事業に係る地方債の発行が制限され、35%以上の団体については、災害関連を除く一部の公共事業に係る地方債についても制限される。

○将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人（第三セクター）等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担（債務負担行為）等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

○財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数。基準財政需要額における基準財政収入額の割合を過去3カ年の平均で表す。財政力指数が高いほど自主財源（地方公共団体が自ら調達できる財源）の割合が高く、財政力が強い、つまり財源に余裕があるといえる。

○経常収支比率

人件費・扶助費・公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税・地方交付税・地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見ることにより、当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、経常一般財源総額における経常経費充当一般財源の割合で表される。数値が大きくなると、その地方公共団体は弾力性を失いつつあると考えられるので、原因究明の上、経常経費の抑制に留意しなければならない。

○早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値。

○財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値。